

南宋の上供米制度運用の実態と

臨安における米不足について

高橋 弘 臣

はじめに

南宋時代、東南五路（両浙・江東・江西・湖北・湖南路）で徴収される秋苗米が上供米として臨安及び金との国境地帯（江北の淮東・淮西・湖北・京西路及び江南の両浙・江東・江西・湖北路の沿江部）へ送られ、官僚の俸給米や兵士の軍糧米の支払いに充てられた。筆者は先に発表した拙稿「南宋臨安への上供米制度の成立」¹において、南宋における上供米制度のうち、特に臨安への上供米制度がどのように成立したのかという点について検討を行い、以下の諸点を指摘した。

①南宋建国当初、戦乱の影響で各路が発送する上供米の額が減少したことに加え、その多くは開封や金との国境地帯に駐屯する軍隊のもとへ輸送され、行在へ送られる上供米の額は定額（南宋に入り六百万石から四百六十九万石へと切り下

げられた）を大幅に下回った。②紹興二年（一一三二）正月に高宗が臨安へ移住し、滞在が長期化すると、上供米を確保するため、両浙路、特に浙西から臨安への漕運制度が整備された。一方、臨安では上供米を収納する制度が整えられた。③上供米の額は、紹興十一年に金と和議が締ばれ、戦乱が終息した後も定額を下回っており、不足を補填するため、平江府・臨安の戸部和糶場、臨安の省倉、淮東・淮西・湖広総領所においても和糶が実施されるようになった。紹興十八年には戸部和糶場・省倉とで年間計七十五万五千（七十六万）石、三総領所で計四十六万五千石が和糶の定額とされた。上供米・和糶米は省倉に収納され、官僚の俸給米・禁軍等の兵士の軍糧米に充てられた。④上供米の定額は紹興三十年に至り、全体で三百五万石にまで切り下げられ、またこの年両浙路及び江東路の建康府・太平州・宣州から臨安へ年間

百十二万石の上供米が送られることが確定した。臨安への上供米制度は、ここに至り成立したと言い得る。なお江東・江西・湖北・湖南路の府州軍から国境地帯の軍隊（大軍）のもとへ送られる上供米百九十三万石の發送地とその發送額も、同時に確定している。国境地帯へ送られる上供米の方が、臨安へ送られる上供米よりも多くなっており、国境地帯の軍需の大きさが窺知される。

さて、上供米の制度が定められた後も、臨安へ送られる上供米や戸部和糶場・省倉における和糶米には定額割れ、即ち欠額の生じることがあった。また時代が下るにしたがい、俸給米・軍糧米の額が増大していったこともあり、臨安の省倉ではしばしば米が不足し、俸給米・軍糧米の支払いが不可能となることが懸念され、政府は補填策を講じなければならなかった。そこで本稿は、紹興三十年に臨安への上供米制度が成立してから後、臨安へ送られる上供米、戸部和糶場・省倉での和糶米における欠額発生状況・原因、さらに省倉の収支において生じる米不足とそれを補填する措置等に対し、検討を加えてみたい。

南宋の上供米制度については、専論として上供米の構成等を検討した島居一康氏の論考があり、その他では総領所や南宋の漕運に関する研究、宋代の財政全般を取り上げた研究においても言及がなされている。^②筆者も臨安への上供米制度の成立について検討を試みた。しかし臨安へ送られる上供米や

戸部和糶場・省倉における和糶米に欠額が生じる状況・原因、さらに一歩踏み込んで俸給米・軍糧米を支払う際に生じる米不足と補填策等について、本格的な検討を行った研究は存在しないようである。こうした点を検討することは、南宋の上供米制度運用の実態や問題点だけでなく、臨安における、官に係わる米の収支・需給の一端を明らかにすることにもつながると考えられる。

また臨安は浙西という「穀倉地帯」に隣接していたため、上供米・和糶米は潤沢・円滑に供給され、俸給米・軍糧米の支払いにも余裕があったとのイメージを抱いてしまう。^③しかし右記の諸点に対する検討を通じ、そうしたイメージを修正することにもなるのではないかと思量される。なお本稿では『建炎以来繫年要録』を『要録』、『宋会要輯稿』を『宋会要』と略記する。

一 上供米・和糶米における欠額の発生とその原因

1 欠額の発生

臨安へ送られる上供米の定額は、右に述べた如く紹興三十年（一一六〇）に百十二万石とされ、また補填のため臨安・平江府の戸部和糶場、臨安の省倉において、毎年計七十五万五千（七十六万）石の米を和糶することが定められていた。因みに和糶額の内訳は、臨安・平江府の和糶場各

二十万石、省倉三十五万五千(三十六万)石である。こうした上供米・和糶米には欠額の生じることがあった。

上供米の欠額に関する具体的な事例を紹介すると、『宋会要』職官七〇―四九〇五〇「黜降官」、紹興三十年三月十三日条によれば、この時浙西の常州において、紹興二十九年に臨安へ上供すべき錢物のうち、錢三十七万八千九百八十余貫・米四千余石・馬料七万四千八百余口(石の誤り?)・絹四百六十一疋の欠損を生じさせたとして、知州莫伯虚・通判梁興祖が各々一官を降されて放罷され、判官蘇延寿・推官趙伯説は各々一資を降されたという。次いで同書食貨六三―二二「蠲放」、隆興二年(一一六四)九月四日条に

詔、臨安府見寄禁少欠米料綱梢(梢の誤り)何元等一百六十七人、可將欠五十石以上之人、令戸部押下元裝發州軍補糶、欠五十石以下人並予蠲放。

とあり、この時臨安へ漕運される途中の上供米に欠額を出したかどで、臨安で漕運に携わる綱梢(上供米の輸送船である綱船の操舵手)百六十七人が拘束されており、欠額が五十石以上の者は上供米を發送した州軍で補填させ、五十石以下の者は釈放するよう詔が下されている。仮に綱梢の出した欠額が一人平均三十石としても、全体では五千石に及んでいたことになる。

『宋会要』食貨四四―一一「宋漕運」、乾道八年(一一七二)正月一日条には

先是上封者言、諸路錢米綱運、近多少欠、今取会乾道五年・六年行在綱運、兩年計欠錢二万四千九十四貫・米五万一千八百九十三碩・料四千五百六十九碩。

とあり、臨安へ上供されるべき乾道五・六年の錢・米・馬料は、定額よりも各々二万四千九十四貫・五万一千八百九十三石・四千五百六十九石不足していたと見えている。これらの他にも、後に詳しく紹介するが、乾道五年四月には江東路の饒州が臨安へ發送する上供米約一万二千石が賑恤のため截留され、上供されなかったという事例があり、紹興府について、乾道九年十一月・淳熙元年十月に、本年分の上供米各々四万石・四万三千五百石が蠲免されている。⁵⁾淳熙八年六月には兩浙・江東・江西・淮西路で旱害のため、上供米合計百三十七万九千石余が蠲免されたとの記事も見られる。⁶⁾このうち臨安へ送られる上供米がどの程度蠲免されたのか不明であるが、数万石から多ければ数十万石に達していたと推測される。臨安へ送られる上供米の欠額が年間数千〜数万石に及ぶという事態はしばしば発生しており、数十万石に及ぶこともあったと見られる。

戸部和糶場・省倉における和糶米の欠額に関する事例としては、『宋会要』食貨四〇―四〇「市糶糧草」、乾道元年正月二十日条に見える、司農卿張宗元の上言に

窃見、輦轂之下、供饋至広、歲用糧一百五十余万碩、雖全仰兩浙苗米、然所得不過八十余万碩。其余七十余万

碩、尽係坐倉收糶及和糶客人米斛。至今方糶得坐倉并倉米共一十八万碩、比之去歲、猶少一十万碩。

とある。臨安では俸給米・軍糧米として年間百五十万石の米が必要とされたにもかかわらず、両浙路からの秋苗米の上供によつて得ることのできる米は八十万石に過ぎず、その余の七十余万石は客商の将来する米を省倉・和糶場で和糶する、もしくは坐倉收糶によつて補填せざるを得ないと記されており、その続きに「今に至り方に糶し得たる坐倉并びに倉米共に一十八万碩、之を去歲に比ぶれば猶お一十万碩少し」とある。この一文が意味しているのは、坐倉收糶によつて調達される米、及び倉米即ち省倉での和糶によつて調達される米の合計は十八万石であり、去年に比べて十萬石少ない、ということであろう。省倉における和糶の定額は年間三十五万五千石もしくは三十六万石であるから、坐倉收糶の分を加えても、和糶による現実の調達額は、定額を大きく欠いていたことになる。

2 欠額発生の原因

(1) 自然災害に伴う米の生産の低下

前項で述べたような上供米・和糶米の欠額は、なぜ生じたのであろうか。上供米に欠額を生じさせる原因の一つとして指摘されるのは、臨安へ上供米を供給する両浙路・江東路が自然災害に見舞われて米の生産が低下し、秋苗米の徴収に

蠲免措置が取られ、その結果上供米も減額されることである。両浙路・江東路のうち、臨安へ最も多額の上供米を供給していたと見られる浙西の、特に太湖周辺の畝田地帯（平江府、湖・常・秀州）は、農田の面積が他路に比べて圧倒的に広く、一度気候条件に恵まれれば大量の米の收穫が可能となり、いわゆる「蘇湖熟すれば天下足る」の状況が出現した。しかし畝田地帯では、年ごとの降雨量の変動が大きいにもかかわらず、水利施設が未整備なため、頻繁に水害・旱害に見舞われ、二、三年に一度しか收穫できない一易・再易田が多く存在したことから知られるように、米の生産は原生的地力に強く依存する粗放な段階にとどまつており、不安定であつたとの指摘がなされている。

浙西が災害に襲われて米の生産が低下し、秋苗米が蠲免され、上供額が定額を欠いたことを伝える記事として『宋会要』食貨四〇一三八―三九「市糶糧草」、隆興二年（一一六四）十月十四日条が載せる侍御史尹穡の言上に

比年以前（來の誤り？）禾穀豐熟、苗稅別無減放、其上供米綱亦皆依時起發、猶且逐界省倉各置糶場、坐倉收糶。戶部又別置和糶場、糶至五六十万碩、歲計僅足。近緣今夏及秋雨水為災、浙西州縣多損民田、東圩田亦因水衝蕩、少有存者、其兩路所納苗米除減放外、必不及分數。

とある。近年豊作のため秋苗米は蠲免されず、上供米は定め

られた時期に従って臨安へ発送され、また省倉でも坐倉收羅が行われ、戸部も和糶場を置いて五、六十万石を糶しているので歳計は充足していた。ところが今年の夏から秋にかけて、大雨による水害のため、浙西の州県の民田、江東の圩田は損傷を受けており、收穫のある田は少なく、両浙・江東路で納入される秋苗米を蠲免すると、その残りでは上供分を充足できなくなる、即ち欠額が生じる、というのである。紹興三十年（一一六〇）から隆興二年にかけて、両浙・江東路は毎年水害に襲われ、流民も多数発生していた。⁹⁾ 両浙路のうち、浙西における秋苗米の蠲免率は総じて高く、平江府（蘇州）の場合、課額の三分の一〜四分の一に及ぶケースがあるというから、それに伴い減額される上供米も多かつた筈である。この時蠲免された秋苗米の徴収額、減額された上供米の額は不明であるが、水害の状況から見てかなり多かつたのではないかと思われる。

この他の事例として『皇宋中興兩朝聖政』卷五三、淳熙元年（一一七三）十月戊辰条に

詔、紹興府今年合起發上供苗米四万三千五百石、特与蠲放。以守臣張宗元言諸阜旱傷故也。

とあり、浙東の紹興府が淳熙元年に発送すべき上供米四万三千五百石を、旱害のため蠲免したと見えている。『宋史全文統資治通鑑』卷二七上、淳熙八年六月戊午条には

戸部言、去歲兩浙、江東・西、湖北、淮西旱傷、共檢放

南宋の上供米制度運用の実態と臨安における米不足について

上供米一百三十七万九千余石・隨苗經總頭子勘合等錢計二十六万六千余貫。詔並与蠲放。

とあり、両浙・江東・江西・湖北・淮西路が旱害に見舞われたため、上供米百三十七万九千余石・隨苗經總頭子勘合等錢二十六万六千余貫が蠲免されたという。このうち両浙路の蠲免額は記されていないが、前節で述べた通り、数万石から多ければ数十万石に及んでいたと推察される。臨安へ送られる上供米の定額は百二十万石であるから、数十万石にも登る欠額は大きな損失であつた筈である。

また平江府の戸部和糶場はもとより、臨安の戸部和糶場・省倉で買い上げる米のほとんどは浙西で生産され、客商によつて和糶場・省倉へ運搬されたと見られる。和糶米の生産地でもある浙西が災害に見舞われ、生産が低下して米が減少すれば、米価は高騰して和糶が困難となり、定額を充足できないという事態が発生してしまう。このことを伝える事例として、前項でも紹介した『宋会要』食貨四〇一四〇「市糶種草」、乾道元年（一一六五）正月二十日条に見える、司農卿張宗元の上言の続きに、臨安の省倉における和糶に関して「自今米価愈いよ高く、縦い本錢常年に比べて足備するも、猶お浙中将来米穀の数少なく、收糶足らざるを慮る」とある。この一文が意味しているのは、浙西から客商によつて臨安へ運ばれる米は、水害のため生産が低下して減少し、価格の高騰が予想されるため、たとえ本錢（資金）が例年より多

くても、和糶額は定額よりも不足する、即ち欠額が生じてしまふ、ということであると理解される。

張宗元は『宋会要』食貨四〇―四一―「市糶糧草」、乾道元年二月二十五日条においても

今歲米価、比之常年増加兩倍以上、兼浙西自此以後、米穀日少、必艱糶及遞年之數。

と述べ、やはり浙西の米不足に伴う米価の騰貴と、それによる和糶の欠額を懸念している。ここでいう和糶とは、平江府の和糶場または臨安の和糶場・省倉で行われる和糶であろう。両浙路、特に浙西において、災害により米の生産が低下することは、上供米・和糶米に欠額をもたらす最大の原因であったと見られる。

(2) 有力者の不正行為

上供米の欠額を招く原因として、官戸・形勢戸等の有力者がはたらく不正行為と、それによる秋苗米徴収の減額も指摘される。不正行為の具体例としては、いわゆる詭名挾戸が挙げられる。詭名挾戸とは南宋時代に入って盛んに行われ、有力者が架空の戸を立て、自らの田土を含む資産の一部をその戸の名義にし、資産を減らして戸等を下げ、税負担を軽減しようとすることを指す。また架空の戸は、往々にして有力者と結託した胥吏等が隠蔽して税籍に載せないため、課税の対象とならなかった。こうした不正行為によって税収は減少

し、上供額の欠損にもつながったのである^①。この点について『要録』卷一四九、紹興十三年六月戊子条に、倉部員外郎王循友の上言を記して

國家平昔漕發江淮荆浙六路之粟六百二十余万、和糶之數又在其外。而近歲上供之數、纔二百八十余万、除淮南・湖北凋殘最甚、蠲放之外、兩浙号為膏腴沃衍、粒米充羨、初無不耕之土、而較之旧額、亦虧五十万石。此蓋稅籍欺隱、豪強巨室、詭名挾戸、多端以害之也。

とある。北宋時代の上供米の定額は六百二十余万石であったが、現在は二百八十余万石に過ぎない。その理由を挙げるならば、淮南・湖北路は戦乱による荒廢のため、秋苗米の徴収が蠲免されているからであり、一方兩浙路は土地が肥沃で耕作されていない土地はないにもかかわらず、豪強巨室が税籍をいつわり詭名挾戸を行うため、秋苗米の徴収額が減少し、旧額と比べて五十万石も欠損しているからだ、というのである。この上言がなされたのは金との間に和議が締結された紹興十二年九月直後であり、戦乱がようやく終息した時期であった。和議が締結される以前には、有力者が戦乱に乗じて詭名挾戸等の不正をはたらくことがとりわけ多かったと推察される^②。

また有力者による不正行為として、次のような記事も目睹される。『宋会要』食貨七〇―六四―「賦稅雜錄」、乾道七年九月十一日条に臣僚の言として

夏秋二税輸官之物、皆上供合起之數、謂之常賦。今有形勢食祿之家積年不納、專候郊恩、覬望除放、遂致上供愆期、支用窘闕。乞今後上三等及形勢官戶応合納稅租、雖遇恩赦、不在除放之限。

とあり、形勢戸・上等戸が二税を納入せず、郊祀の際の恩赦によつて未納分を蠲免されるのを待つており、その結果上供米の發送が期限より遅れ、支出の際に米不足を生じさせていると述べられている。未納分に対し蠲免措置が取られれば追徴はなされず、その分は欠額として確定し、上供米の定額に欠損を生じさせることになる。恐らく有力者は権力や財力にものを言わせ、蠲免を狙つて意図的に秋苗米の納入を延滞したのである。上供米の主たる供給地である浙西では、有力者による地主的な土地所有が盛んに行われ、南宋時代になると有力者の経営する莊園は益々發展したとい⁽¹⁾う。当地では有力者の地主層による不正とそれに起因する秋苗米徴収額の減少、上供米の欠額も大きかったと考えられる。

(3) 上供米の截留・移用

上供米に欠額を生じさせる原因として、地方官による上供米の截留・移用も挙げられる。南宋では軍事費を捻出するため、総じて稅収における上供の割合が高く、留州（府州軍や県の經費）は低く抑えられた。江東・江西路の府州軍や県では兩稅の場合、徴収額の七〇九割が上供に充てられた事例が

ある。一方、兩浙路における比率はそれより低く、六〇七割程度であつたとの指摘もなされている⁽²⁾。それでも高率であつたことに変わりはなく、そのため府州軍や県では經費を捻出すべく、加耗や雜稅を徴収したり、常平倉米・義倉米を流用したりする等の措置が取られていた。しかし急激な支出の膨張に見舞われたりした時には、それらでは対応できなくなり、財源を捻出するため、上供錢物の截留・移用が行われた。

上供米の截留・移用は、賑恤を目的として実施されることがあつた。州や県が災害に見舞われ、地方官が賑恤を実施しなければならなくなつた場合、賑恤（具体的には被災者に市価よりも安く米を販売する賑糶、もしくはは無償で米を支給する賑濟）に用いる米の支出が急激に増加する一方、災害によつて稅収が減少しているため、米を調達するには上供米を截留・移用せざるを得なくなるのである。上供米の發送地において、賑恤のため上供米が截留・移用された事例として、次のような記事が檢索される。『宋会要』食貨六八―六六「賑貸」、乾道五年四月十四日条によれば、この時江東路の饒州・信州が水害に見舞われたため、江東轉運副使趙彦端等は略「信州が建康府へ送るべき上供米一万五千石を留めて備蓄し、鎮江府へ送るべき二万石のうち、一万石をやはり信州に留めて備蓄し、残り一万石は饒州へ送つて賑濟に備える。また知饒州黄玠が笥子で（饒州に）備蓄されている米二万石

を撥して賑糶の補助としたいと述べたのを受け、饒州が〔建康府の大軍のもとへ〕送るべき上供米を留めて備蓄する他、行在へ送るべき米一万一千九百六十石も饒州に留め、そのうち一万石を取撥し、市価よりも減じて賑糶する。信州より米一万石が送られてくるのを待つて、〔賑糶に移用した、本来〕上供すべき米に充てる」と奏請しており、饒州から臨安へ上供する米約一万二千石を截留し、賑糶に充てたことが知られる。

上供米を軍糧米に充てるため、截留・移用するというケースも見られる。端平二年（一二三五）よりモンゴル軍は四川及び湖北・京西方面へ進攻したが、『宋史』卷四一三趙与權伝を見ると嘉熙元年（一二三七）、知臨安府・浙西安撫使の与權は边防について

禁衛虛籍及京口諸郡、悉宜募兵、統以郡將、財先贍軍、余始上供。

と上言している。国境地帯に駐屯する禁軍の欠員及び京口（鎮江府）に駐屯する軍を補充するため、兵士を招募し、その養軍費は上供すべき財を充て、余りが出れば上供せよ、ということであろう。鎮江府は両浙路に属し、臨安へ上供米を送付する府州軍の一つであるが、臨安へ送るべき上供米が截留され、軍糧米に移用されたことがうかがえる。

また黄震の『慈溪黄氏日抄分類』卷九六「安撫頭諱少卿孫公行狀」に

明年、改元景定、差權浙西提刑兼知常州。時江防正急、公（孫子秀）初至、有新招淮南軍數百人、浮寓貢院、給餉不時、死者相繼。公為請於朝、創名忠衛軍、截撥上供贍之。

とあり、景定元年（一二六〇）、権浙西提刑兼知常州となった孫子秀は中央に請い、上供（に充てるべき米や銭等）を截撥して、淮南方面で新たに招募された忠衛軍なる軍隊を養贍したと記されている。モンゴル帝国は宝祐五年（一二五七）から再び南宋に対する大規模な遠征を実施し、中央軍が四川へ、東路軍は華北から鄂州へと進攻し、西路軍は雲南から鄂州に向け北上した。東路軍の一部は淮水下流の荆山から長江下流を目指し、黄州において長江を渡り、江西・湖南路方面を攻略している。右の史料に「江防正に急」とある如く、當時江北及び長江南岸部一帯の軍備増強・防衛強化は急務であった。常州で上供（銭物）が截留され、淮南を防衛する新設部隊の養軍費に移用されたのは、こうした切迫した状況を背景としていたと考えられる。

国境地帯の軍隊の軍糧米に充てるため、行在へ送られる上供米を截留する記事は、金との戦争状態が続き、国境地帯における軍糧米の需要の高かった南宋初期に多く見られるが、紹興十二年に和議が締結されると一旦姿を消す。しかし十三世紀に入つて金・モンゴル帝国との戦争が激化・恒常化し、兵力の増強等により国境における軍糧米の需要が増大する

と、兩浙・江東路の沿江部の府州軍では、このように本来行在(臨安)へ送られるべき上供米が截留され、軍糧米に移用されるケースが再び増えたと見られる。

なお截留・移用は、これまで引用した史料から明らかかなうに、原則として中央の裁可を得なければ実施できなかったが、現実には無断で、違法に行われることも多かった。一例を紹介すると『宋会要』食貨六四―五二「上供」、紹興二十三年閏十二月二十二日条に

戸部言、上供諸色窠名錢物、在法不得支兌移用、若輒擅侵支、各有專一断罪条法指揮。比年以来、州軍往往冒法、輕費妄用。乞行下諸路監司、常切檢察、遵依条禁、若有違戾侵借、除依法断罪外、仍乞今後更不差注知州・軍差遣、仍乞從本部取索当職官職位姓名、供申尚書省、照会施行。

とある。上供錢物が「輒りに擅に侵支」され、「往往にして法を冒し、費を軽んじ妄りに用い」られる、即ち無断で違法に截留・移用されていたことが問題化しており、戸部はそうした不正をはたらく地方官を探し出し、尚書省に報告して断罪し、今後知州・知軍に差注しないようにしたいと上言しているのである。

地方官が上供錢物を「妄用」する目的の一つとして、羨余の檢出が挙げられる。羨余とは本来税収の余りを意味する言葉であるが、唐代以降、地方官が恩賞や昇進等を求めて中央

南宋の上供米制度運用の実態と臨安における米不足について

へ進献する財貨をも指すようになった。地方官による羨余の進献は、北宋末の徽宗時代(一一〇〇―一二五)に慢性化し、南宋時代に入ると、秦檜の宰相時代にとりわけ盛んとなった。紹興二十五年十月に秦檜が死去すると、羨余の献上は禁止されたが、その風潮は容易には改まらなかつた如くで、羨余のために上供錢物が移用され、欠額を生じさせたことを伝える事例が檢索される。『要録』卷一七二、紹興二十六年三月丙寅条が載せる兩浙轉運副使張匯の上言に

州郡歲額諸色上供錢物、皆所以供朝廷經常之用。而近年以来、各徇私意、將合發窠名、侵移名色、以充羨余、因致積累拖欠、暗損賦入。臣伏觀近制、灼見前者獻助之弊、已行禁止。切慮循習之久、未能頓革。望委守貳、將諸色上供錢物、並遵窠名、不得仍前侵移。或有違戾、令逐路漕臣按劾。

とあるのがそれで、兩浙路の州郡では禁令を犯して上供錢物を流用し、羨余として獻納するため、上供錢物の欠損を招いている、上供錢物の羨余への移用を改めて禁止し、そうした不正があれば諸路の轉運司に弾劾させよ、というのである。秦檜の宰相時代には、上供錢物の羨余への移用は相当活発に行われていたと見なされる。

この後『宋会要』食貨六四―五五「上供」、隆興元年十二月二十七日条に

詔、諸路州軍歲起上供錢物、例有拖欠、監司・郡守却以

羨余進献、僥冒賞典。可令戸部行下諸路州軍、今後上供錢物、須管依限起發數足、如數目未足、輒行率斂進獻、仰本部按劾以聞。

とある。右の詔は、上供錢物に欠額が生じているのに監司や郡守が羨余を進献し、見返りに恩典を得ようとしている、今後欠額が生じているにもかかわらず〔錢物を〕収奪し、かき集めて〔羨余として〕進献したなら、戸部に仰せて弾劾以聞せよ、との内容である。上供錢物を直接移用したとは記されていないが、地方官が羨余の調達に奔走するあまり、肝心の上供錢物の調達、定額の充足が疎かになっていたのであり、この頃になっても、羨余が間接的にはあるが上供錢物の欠額をもたらし続けていたことが知られる。

(4) 漕運に従事する人々による盗売

臨安で必要とする物資の多くは、上供米を含めて、両浙路を臨安へ通じる運河を用いた漕運によって運ばれた。上供米の欠額を引き起こす原因として、上供米の漕運に従事する押綱官（管押人）・胥吏・兵梢・綱梢（梢工）等が漕運の途中ではたらく不正行為、具体的には上供米の盗売が挙げられる。そもそも上供米を漕運によって輸送する過程において、五％程度の目減りはやむを得ないと認識されていたが、上記の人々、特に押綱官（綱船の監督官）をつとめる武臣（使臣）の盗売による欠損は、それをはるかに上回るものであ

り、軽視すべからざる問題であった。

押綱官に使臣が多く任命されるようになったのは北宋の熙寧年間（一〇六八～七七）以降であり、南宋時代に入ると、押綱官の使臣による不正は、上供錢物の漕運全般において増加傾向にあったといわれる²³⁾。既に前項で一度引用した史料であるが、『宋会要』食貨四四一一「宋漕運」、乾道八年正月一日条に、臨安へ上供されるべき乾道五・六年の錢物には錢二万四千九十四貫・米五万一千八百九十三石・馬料四千五百六十九石の欠額があると記されている。そしてその続きには

皆緣所募押官多無行止、非理妄用、致綱運敗壞、積弊日深。若不措置、慮暗失歲計。

とあつて、原因は雇募される押綱官が素行不良（「行止無し」）で、上供米を「非理に妄用」するからであるという。「非理妄用」とは、やはり上供米の盗売を指していると理解される。同書食貨四四一一「宋漕運」、乾道四年三月二十四日条所載の臣僚の言にも

浙西湖秀・蘇・常・鎮江・江陰六州歲輸上供米、若令遂州選委官兵自行裝發、運之平河、刻日可到。向來漕司酒籍無顧藉人為押綱使臣、積累欠折、已無可償。又令自招游手為兵梢、支破廂軍衣糧、每遇欠折、即將名下日後衣糧預行樁剋、名為折会。夫以無顧藉之官、部無衣糧之卒、使之護送官物、殆猶餓虎守肉、責以不啖、其可乎。

とあり、浙西の湖州・秀州・蘇州（平江府）・常州・鎮江府から臨安へ送られる上供米は、転運司が「顧藉なき人」、即ち欲が深く、不当に利を求めような輩を押綱の使臣としていたため、上供米の欠額が累積していると見えている。またこの史料からは、遊手を招募して兵梢とし、廂軍に支払うべき衣料を給与として支払うとしておきながら、現実にはそれが支払われないため、彼らは不払い分を埋め合わせるため、押綱官とともに上供米の盗売を行っていたことがうかがえる。

なお盗売が行われたのは漕運の途中だけでなかった。『宋会要』食貨四四一―一五「宋漕運」、嘉泰三年（一一〇三）三月二十七日条に

臣僚言、司農寺支遣急闕、常是申時（請の誤り）朝廷借撥、而浙西・江東等州綱運率多淹延、措期而至、綱官与本寺逐倉人相通、偷窃夾雜。

とあり、浙西・江東から送られてくる上供錢物が臨安へ到着した後に、押綱官が省倉等の胥吏と結託して錢物を盗み出し、欠損分を埋め合わせるため雑物を混ぜていたことが知られる。

因みに臨安へ上供米を輸送するため、船戸（漕運業者・客商）から輸送船（客船）を雇用するということが行われたが、船戸に対する水脚錢の不払いが上供米の欠額につながることもあった。『宋会要』食貨四三―二一「宋漕運」、紹興五

年十一月二十五日条によれば、本来船戸に水脚錢を支給するに際しては、先に七分を支給し、残り三分は上供米を積み込んだ州県に補償金として保管しておき、上供米に欠損が出た場合、船戸にこの三分の中から補填させることとされていた。ところが両浙路の州県では、補償金の三分を他の使途に流用してしまつたため、船戸は欠損を出さなかつたにもかかわらず、差し引かれた三分を支給されず、ひそかに上供米を盗売して不払い分を補填している。それによって生じる上供米の欠額は「大数に縁り之を計うれば、失陥少なからず、若し別に擘面を作さずんば、暗かに省計を失うを深く恐る」という程であつた。そこで対策として、水脚錢は全額船戸に支払い、欠額が出れば押綱官、さらには司農寺・両浙転運司が補填することとされたのである。

しかしながらこの規定は遵守されず、同書食貨四四一―一七「宋漕運」、嘉定九年（一一一六）五月二十三日条には司農少卿趙希遠の言として

七分錢既不全支、船戸路費多是盜過米斛、三分錢又不解到、勒其陪備、無所取償。

とある。当時補償金に充てられる三分が上供米を積み込んだ州県にストックされておらず、上供米に欠損が生じた場合に補填できなかつたことが知られる。船戸は欠損を出さなかつたにもかかわらず、三分を支給してもらえなかつた筈であり、そうした船戸は上供米を盗売してその分を穴埋めしたで

あろう。それどころかこの記事には、船戸に当初支払うべき七分の水脚銭も全額支払われておらず、船戸は不足分を埋め合わせるため上供米を盗売していると見えている。この頃になると、船戸への水脚銭不払いに伴う上供米の盗売は、紹興年間よりもむしろ増大していたのではないかと推察される。

(5) 運河航行の障害

臨安へ送られる上供米に欠額が発生する原因として、浙西から臨安へ通じる大運河（上塘河）・下塘河・奉口河、浙東から臨安へ通じる浙東運河等において、水位の低下によって網船の航行に障害が生じ（「浅洪」の他に「浅涸」「淤塞」等と表現される）、その結果上供米が臨安へ到達しない、或いは到達が遅延する、ということも挙げられる。

南宋時代において、臨安へ通じる運河の水位が低下し、船舶の航行を妨げている事例を諸史料から収集して整理すれば、表1の通りである。この表を見ると、運河を特定できないものもあるが、浅洪の問題は大運河（No.6・8・9の記事）の他、下塘河・奉口河でも生じていたことが知られる（No.7・11の記事）。大運河ではほぼ全域で浅洪の問題が見られた。なおNo.3・4・9の記事には、浅洪により網船の航行（網運）が渋滞したり、遠回りを余儀なくされたりしたと記されているが、恐らくこれらの事例以外にも、運河の浅洪が問題化した時には、当然の如く網船の航行に障害が生じてい

たと考えられる。

そもそも運河の水量は冬から翌年春にかけて減少し、またこの時期には河水が凍結する場合もあり、網船の航行は困難になった。冬から春にかけての水位の低下と、それに伴う網船の航行の障害については、例えば『歴代名臣奏議』巻二五三「水利」所載の、淳熙九年になされた知常州章冲の上奏に「毎歳冬春の交、重綱及び使命（宋・金の使節）の往来、多く浅涸に苦しむ」とある。また表1 No.11の記事のような、夏の日照りに見舞われた場合の他、堤防の決壊や水利施設の損壊等に伴う河水の漏泄、地形の影響（高所から低所へ河水が流れ落ちてしまう）等も運河の水位を低下させ、網船の航行を妨げることとなった。

水位の低下により網船が臨安へ到達できなかったり、到達が遅れたりすれば、上供米には欠額が生じ、俸給米・軍糧米を支払う際、米不足に陥る可能性も出てくる。『要録』巻一五八、紹興十八年九月丙申条が載せる、司農寺丞周莊仲の省倉に関する上言中に「行在の歳支する軍糧百五十万石、惟だ中下両界の廩房多からず、春冬の凍涸に遇えば綱運行われず、則ち不継の患い有り」と見える。臨安において軍糧米を取納する省倉中界・下界の廩房（貯蔵室）の数が少なく、米の貯蔵量が多くないため、冬々春期に運河の河水が凍結して網船の航行が困難になり、上供米が届かなくなると、省倉の貯蔵米が減り、軍糧米が支給できなくなることが憂慮され

表1 臨安へ通じる運河の状況

No.	年号	年	西暦	月	日	運 河 の 状 況	出 典
1	紹興	3	1133	11	5	宰臣、〔浙西の〕運河の浅洩を修復するを奏聞す。宰臣朱勝非等奏して曰く「饋餉が困難であり、害をなすこと甚だしい」と。	『宋会要』 方域17-19
2		16	1146	5	壬申	時に北関（余杭門）の外、河道壅塞す。	『要録』巻155
3		29	1159	4	17	権戸部侍郎兼提領諸路鑄錢趙令詒奏すらく「行在の錢糧は全て舟楫に仰ぎ、而るに〔大運河の〕河水浅洩し、綱運を留滞す」と。	『宋会要』 食貨44-6
4				5	己未	上曰く「この頃〔浙西の運河の〕河流浅洩し、綱運稽緩す」と。	『要録』巻182
5	隆興	元	1163	12	25	詔すらく「臨安府は近ごろ〔運河の〕河道浅洩に縁り、客米の興販未だ至らず、深く民庶の艱食するを慮る」と。	『宋会要』 食貨53-29
6	淳熙	2	1175	11	22	両浙転運副使趙礪老上言すらく「臨安府の長安閘より許村に至る一帯は漕河（大運河）浅洩す」と。	『宋会要』 方域16-34
7		14	1187	7	1	臣僚上言すらく「臨安の北新橋から湖州の奉口に至る36里、断港絶横することこれより甚だしきはなし」と。	『宋会要』 方域16-40
8	嘉泰	元	1201	6	23	臣僚上言すらく「鎮江府の運河は歲月久しく開濬を加えず、目今河道淤塞浅洩し、害を為すこと小さからず」と。	『宋会要』 方域16-35
9	嘉定	6	1213	11	29	臣僚上言すらく「比年以来、鎮江の開口は河道が浅洩となり、復た舟を通さず。綱船は長江をさらに下り、江陰軍のところから五溝堰を經由して大運河に入らなければならない。このルートだと遠回りになるだけでなく、長江は鎮江府から下流は船舶が停泊する場所がなく、水勢も激しく、一たび強い風や波に遭遇すれば、船舶は皆破壊されてしまう」と。	『宋会要』 方域16-35~36
10	嘉熙	4	1240			臨安の飢餓に関する杜範の上奏「夏の初めより秋の終わりに至り、小雨僅かに沾濡を成すのみ……〔浙西からの〕河運通ぜず、斗米十千に至るも高騰を続け、京城の細民食を得る所なし」と。	『清献集』巻11 「上巳見三事」
11	淳祐	7	1247		夏	大旱により臨安城外の運河が干上がったため、知臨安府の趙与籌奏すらく「……下塘河のうち東流して北新橋に至るものは今すでに断流し、米を載せた船は航行することができない。徳清より奉口に入るもの（奉口河）も、間々積水の場所があるが、また流れは断たれている。陸路を通じ、米1石を10余貫も費やして運んでいるため、そのことが米価の高騰を招いている。……奉口より梁渚に至り、僅かに一線の水路があるが、ただ10余石の米を載せた船を通すことができるだけである。梁渚より北新橋に至る間は〔水は〕皆干涸れてしまい、計36里、5539丈にわたって船が通行できない」と。	『咸淳臨安志』巻35

南宋の上供米制度運用の実態と臨安における米不足について

る、というのである。

また上供米の漕運に関する事例ではないが、『宋会要』食貨六八一―八五「賑貸」、淳熙十四年七月十七日条に次のような記事が載せられている。即ち浙西提拏羅点是、旱害に見舞われた秀州において、和糴により米二万一千石を調達し、臨安へ發送しようとしたが、運河（大運河）の水位が低下して船が航行できず、二十日間も停泊したままになっており、その間に和糴米が綱梢によって盗売されている。そこで羅点はこの米を臨安へ送らず、平江府和糴場に備蓄し、秀州で行う賑恤に備えたい、と奏請して裁可されているのである。恐らく上供米の漕運においても、運河が航行できず、綱船が停泊している間に、上供米が盗売されて減少したり、臨安へ送られないまま、上供以外の使途に移用されるといった事態が起こっていたと推察される。

運河の水位が低下して船舶の航行に支障が生じれば、綱船だけでなく、戸部和糴場や省倉で和糴される米を運送する客商の船も臨安へ到達できなくなったり、到達が遅れたりする。それ故表1のNo.5・10・11の記事の如く、臨安において米が減少し、価格が高騰するという事態が起こった。こうして和糴が困難になれば、和糴米にも欠額が生じることになる。南宋時代には、都への上供米・和糴米の漕運距離は北宋時代よりもはるかに短くなったとはいえ、以上に見て来た通り、漕運に絡まる問題は多数発生していたのである。

(6) 上供米の他地への転送

臨安へ送られる上供米に欠額が生じる原因として、本来臨安へ送られるべき上供米の一部が他の場所、特に国境地帯へ転送されてしまう、という点も指摘される。『歴代名臣奏議』卷二七二「理財」が載せる、駕部員外郎の李鳴復が嘉定二、三年頃に行つたと見られる、臨安における米の備蓄の必要性を説いた上奏の一節に

……最可慮者、江西・湖南粒米狼戾之地、昔号樂土。今為盜区、虎豹横行、鴻鴈未集、賦輸不入、綱運轉虧、諸總所以匱乏、告嘗截大農之綱、以周其急矣。寇賊未平、漕運未至、則其告匱、必不能自已也。農寺以貼降、請嘗撥椿管之數、以償其虧矣。

とある。これによれば当時江西・湖南路は盜区³¹となり、騷乱により農民は離散して税収が減少し、国境地帯の軍隊の軍糧米に充てられる上供米の両路からの輸送に欠額が生じているので、大農の綱、即ち臨安へ送られる戸部管下の上供米を転送して補填して欲しい、と總領所が要請した。そこで司農寺は臨安へ送るべく保管してある上供米を撥して転送し、補填に充てたことがうかがえる。因みに江西・湖南路から国境地帯の軍隊へ上供米を調達・送付していたのは淮西・湖広総領所である。また右の史料は臨安へ送られる上供米の保管場所を記していないが、両浙路・江東路のいずれかもしくは両方の府州軍であつたらう。

二 省倉の収支における米不足とその補填策

1 米不足の発生

臨安の省倉において、俸給米・軍糧米として毎年支払われる米の額は、乾道年間（一一六五〜七三）初めまではおよそ百五十万石、毎月あたり十二万五千石程度と見られる³³。即ち上供米だけでは、たとえ定額（百二十万石）を充たしていても支払いを全うできず、それ故政府は補填のため臨安・平江府の戸部和羅場、臨安の省倉において、毎年計七十五万五千（七十六万）石の米を和糴したのである。上供額に和糴額を加えた百八十七万五千（百八十八万）石が、臨安における俸給米・軍糧米の支払いに充てられる米の額であり、上供米・和糴米が各々定額を充足していれば、支払いに問題はなかった。しかし浙西が災害に見舞われる等により、上供米・和糴米に多額の欠損が生じて俸給米・軍糧米の支払い額を下回り、不足分を省倉の貯蔵米で補填できなければ、支払いは不可能となる。

また俸給米・軍糧米の支払い額は、時代が下るにしたがい増大していった。『歴代名臣奏議』巻二七一「理財」が載せる、司農卿李椿が乾道〜淳熙年間（一一七四〜八九）に行ったと見られる上奏は、省倉の収支や備蓄米の状況を伝えるが、その中に省倉の支出について

臣窃以、行朝天下之根本、贍養諸軍・百司、月用米

十四万五千碩、歳用百七十万碩、有閏月百八十八万余碩、若有非泛及截用、便費二百万碩。今來倉廩空乏、至于每月旋宮支遣、臣到官之初、會計所有至微、為之寒心。

とある。この頃になると俸給米・軍糧米の支払い額は毎月十四万五千石、年間で百七十万〜百八十万石以上に膨張し、時には二百万石に及んでいたことが知られる。即ち上供米・和糴米が定額を充たしていても、支払い額がそれを上回るという事態が発生したのであり、収入の不足を省倉の貯蔵米で補填できなければ、支払いが不可能になってしまう。さらに上供米・和糴米の欠額が加われば、不足は増大し、省倉の貯蔵米による補填は一層困難になり、支払い不能に陥るリスクはさらに高まる。

因みに右の李椿の上奏は楊万里『誠齋集』巻一一六李侍郎伝にも載せられているが、それには「省倉の見米、僅かに一月或いは兩月を支えるのみ」とあり、『宋会要』職官二六一二二「司農寺」、慶元四年（一一九八）十月三日条には臨安における俸給米・軍糧米の支払いについて「近年以来、乃ち日び不足の慮有り、諸倉の約支、月を兼ねるあたわず、官吏惶惶とし、毎に乏しきの興るを懼る」とある。右の諸倉とは省倉と考えられ、その貯蔵額は俸給米・軍糧米支払い額の僅か二ヶ月分にも満たないというのである。これらの史料によれば、省倉の貯蔵米は俸給米・軍糧米支払い額の一ヶ月

二ヶ月分、一ヶ月十二万五千〜十四万五千石とすればせいぜい十二、三万石〜三十万石弱に過ぎないこともあったのである。毎月の省倉の収支における不足が四〜五万石という状態が続けば、三ヶ月〜半年で俸給米・軍糧米は支払い不能に陥ることとなる。政府にとって、省倉の収支における米不足をどのように補填するかは、頗る重要な課題であった。ここでは政府が実施した補填策に対し、検討を加えてみることにしたい。

2 米不足の補填策

(1) 江西・湖北・湖南路からの上供米・和糶米の輸送

米不足を補填するために取られたのは、戸部和糶場・省倉における和糶の増額及び坐倉収糶である。これについて『宋会要』食貨六四―五三「上供」、紹興二十八年（一一五八）五月十二日条に見える尚書駕部郎中張宗元の上言に

比年以来、諸路発納米斛数少、朝廷不免將諸路糶本湊額錢赴行在和糶場及三路総領司、收糶米斛、補助支遣。

とあり、諸路から送られる上供米が少ないので、諸路の糶本錢を集めて臨安の戸部和糶場及び総領所へ送り、和糶を増額して支出を補填していたことが知られる。

しかし戸部和糶場・省倉で和糶される米の多くは、既に述べた如く浙西で生産され、客商によって臨安へ運ばれる米であったと見られ、当地が災害に見舞われて米の生産が低下す

れば、和糶の増額は不可能になる。そこで両浙・江東路以外の路、即ち江西・湖北・湖南路において和糶され、国境地帯の軍隊のもとへ送られる米や、江西・湖北・湖南路から国境地帯の軍隊のもとへ送られる上供米の一部を臨安へ輸送し、米不足を補填するという措置が企図された。『宋会要』食貨四〇―三九「市糶糧草」、隆興二年（一一六四）十月十四日条が載せる、侍御史尹穡の上言には、既に前節で紹介した通り、当時浙西及び江東路が水害を被り、秋苗米の徴収が蠲免されたため、上供米が定額を充足できなかったと述べられているが、その続きに

雖已科下江西、依去年和糶一百万碩、而隆興府号为帥府、其守臣日有申陳乞免收糶。且称除給到糶本外、陪補錢數甚多、無從出辦。其余州軍、例皆推托控免、窃慮將來所糶之數未必齊足。

とある。尹穡は上供米の欠額に起因する米不足を補填すべく、江西路で米百万石を和糶すると提案しているのである。もともとこの記事によれば江西路の府州軍のうち、隆興府は安撫司の治所で「あるため諸々の経費負担が重く」、且つ本錢についても、中央から支給された額以外に隆興府自身が補填しなければならない分が多く、結局本錢を調達することができないとの理由から和糶の免除を要請しており、隆興府以外の江西路の州軍も皆和糶を免除してもらうことを要請したため、実現しなかったと見られる。

また前節で紹介した、省倉における和糶米の欠額を述べた司農卿張宗元の上言〔宋会要〕食貨四〇一四〇「市糶糧草」、乾道元年正月二十日条)の続きには、対策として

乞下戸部以大農一歲經常之費、將諸倉見在米及已撥定諸路合發綱運、會約尚欠之數、却取今歲諸路泛拋和糶米副糶上諸軍之余、令裝發三、四十万碩赴行在。

と記されている。戸部に命じて一年間の経費(一年間の俸給米・軍糧米の支給額)を〔臨安の〕諸倉が現在貯蔵する米、及び諸路が発送した上供米の額(と比べて)、不足額を合計した上で、今年諸路が和糶し、国境地帯の諸軍に供給する軍糧米の余剰三十万(四十万石を臨安へ送って〔不足を補填する〕、というのである。国境地帯の軍隊に供給する軍糧米の和糶が行われていたのは両浙・江東・江西・湖北・湖南路であり、張宗元は水害に見舞われた両浙・江東路を除く右記諸路、即ち江西・湖北・湖南路で和糶された軍糧米の余剰を、臨安へ送ることを想定していたと考えられる。しかしこの提案は採択されず、張宗元の上奏に対する詔には

詔江西轉運司、於已科合赴淮西總領所交納隆興二年上供米内、改撥三十万碩前来行在送納。所有省倉并戸部糶場合糶米料、司農寺更切多方措置、広数收糶、相兼応副支遣。

とあり、江西路轉運司に命じ、江西路より淮西總領所〔管下の国境地帯の軍隊のもと〕へ送られる隆興二年の上供米の中

から三十万石を撥して臨安へ送納させる他、司農寺が八方手を尽くして省倉・戸部和糶場における和糶を増額するよう命じられている。いずれにせよに江西・湖北・湖南路において和糶される米や、そこから国境地帯の軍隊のもとへ送られるべき上供米を臨安へ輸送し、不足を補填しようとしていたことが知られよう。

このように両浙・江東路が災害に見舞われ、臨安へ送られる上供米や、戸部和糶場・省倉における和糶米に欠額が生じた際には、江西・湖北・湖南路の、本来国境地帯の軍糧米に充てられる上供米や和糶米を長駆臨安へ輸送し、米不足を補填するという措置が企てられた。しかし上供米について見ると、そもそもそれだけでは国境地帯の軍糧米に対する需要を充足できなかったため、総領所や諸路において、和糶による補填が行われていたのである。国境地帯の軍糧米に充てられる上供米の中から、臨安への送付分をさらに捻出することは、よほどの豊作に恵まれ、秋苗米徴収額・上供額に余裕が生じた時以外には困難であったと考えられる。また十三世紀に入ると、金・モンゴル帝国との戦鬪の激化・恒常化に伴い、国境地帯の軍糧米に対する需要が急増したため、江西・湖北・湖南路から臨安へ上供米を送ることは、不可能になつたであろう。

和糶米に関しても、国境地帯の軍糧米に対する需要の大きさを考慮すると、江西・湖北・湖南路において、臨安の上供

米・和糶米の欠額を補填するために和糶を行う余裕は生じ難かつたと推察される。そして金・モンゴル帝国との戦争により国境地帯の軍糧米の需要が急増すると、江西・湖北・湖南路の和糶額は一層増大した。理宗時代（一二二四～六四）になると、湖北・京西方面の軍糧米は江西・湖南路の和糶に依存するとまでいわれ、両路では和糶が強制賦課された他、湖北路でも和糶は事実上の附加税と化し、農民に大きな負担を強いていた。⁽²⁾ こうした状況下において、臨安へ送る米を捻出するためさらなる和糶を行うことは、不可能であったと見なされる。事実、十三世紀になると、江西・湖北・湖南路から上供米や和糶米を臨安へ送ったことを示す記事は検索できない。

(2) 省倉の貯蔵米の増額

米不足に備える手段として、両浙路が豊作に恵まれた時に、戸部和糶場・省倉の和糶を増額したり、同路の府州軍で和糶を行ったりして、買い上げた米を省倉に収納し、その貯蔵額を増やすというも行われた。両浙路のうち、特に浙西は一旦豊作となれば大量の米が収穫できたのであるから、かかる措置は浙西を上供米・和糶米の主たる供給地とする臨安にとって、それなりに有効であったと思われる。こうした和糶の具体例として『宋会要』食貨四〇一四一「市糶糧草」、乾道元年七月十二日条の戸部の上奏に

内外大軍等合用糧米万数浩瀚、今歲浙西州軍早禾豐熟、秋成有望。欲下兩浙轉運司於浙西州軍、別糶米五十万碩、起赴行在省倉、令項椿管。所有本錢、乞於浙西逐州軍見売度牒錢内就便截撥九十二万二千貫、其余缺錢、乞令札部給降度牒、下兩浙轉運司拘撥出売湊數充本。

とある。この年はそれまでと一転して、浙西では豊作が見込まれるため、浙西の州軍で余剰の米五十万石を和糶して臨安の省倉へ送付し、備蓄すること、和糶に用いる本錢は度牒の売売により調達することが提言され、裁可されている。毎月の俸給米・軍糧米の支払い額が十二万五千石～十四万五千石とすれば、五十万石は三～四ヶ月分に相当する額である。

また『宋会要』職官二六―二二―二二「司農寺」、慶元四年（一一九八）十月三日条には、新権発遣泰州陳希点の上言として

臣昨負丞農寺、窃見、一歲合用斛斗、其數不少。除兩浙七州・江東四州歲運米外、其余全仰兩浙糶、降本錢收糶軍人回糶及客人中糶米斛、以為歲計。當淳熙初元、州郡歲額錢共計一百六十八万緡、是時年豐米錢（賤の誤り）楮弊（幣の誤り）方重、錢無他用、故不聞有迫蹙之患。とあり、淳熙元年（一一七四）に上供米を補填するため、豊作に恵まれた兩浙路の州郡において、本錢百六十八万緡を用いて和糶が行われたという。買い上げられた米は臨安の省倉に収納され、貯蔵に回されたと見られる。この時購入さ

れた米の額は右の史料に記されていないが、和糶の際の米価は米一石あたり二貫十數百文が一般的であり、豊作時には一貫三百十五百文にまで下落することもあった。³⁸⁾従つて百六十八万緡の本錢を用いて米を購入した場合、その額は、米価が一石二貫(緡)とすれば八十四万石、一貫五百文とすれば百十二万石となる。俸給米・軍糧米の支払い額が毎月十二万五千石であれば約九ヶ月分、十四万五千石なら七ヶ月分に相当する。これにもとから一ヶ月分の貯蔵米(十二万五千石)最大で二十九万石)が省倉にあつたとすれば、計十ヶ月十一ヶ月分、即ち一年分弱になる。

省倉の貯蔵米の額については、右の記事以外にも、前節で紹介した『歴代名臣奏議』卷二七二「理財」所載の、嘉定二(一一〇九)、三年頃になされたと考えられる駕部員外郎李鳴復の上奏に

其米斛之在京者、可得而言也、曰兩豊儲倉、曰〔省倉〕中下界。其倉凡四、以石計之、総不過二百萬。

とあり、兩豊儲倉・省倉中下界の貯蔵米は合計二百萬石と記されている。兩豊儲倉とは後述する通り、臨安に設置された賑濟・賑耀用倉庫の豊儲倉・豊儲西倉のことである。豊儲倉だけで百五十萬石を収納することができたといわれ、実際の貯蔵米の額としては八十七萬石という数字が残っている。また豊儲倉・豊儲西倉の貯蔵額が計百七十萬石という記事も目睹される。³⁹⁾恐らくこの二百萬石のうち、省倉の貯蔵米の占め

る額は少なく、多くても百萬石、少なければ二十萬三十萬石程度ではなかつたかと推察される。このように見てくると、省倉の貯蔵米の額は、最大でも百數十萬石、一年分弱程度ではなかつたろうか。前項で紹介した『歴代名臣奏議』所載の李椿の上奏に「常に當に二百萬碩の倉に在る有れば、才かに及ばざる有るも、即ち須く措置補足すべし」とあり、米不足を補足するには常に二百萬石の貯蔵米が省倉に必要と述べられているが、実現は困難であつたと見られる。

(3) 予備倉による補填

臨安では、右に言及した賑耀・賑濟用の米を収納する倉庫が省倉の予備倉としての機能を果たし、省倉の貯蔵米を補填することがあつた。賑耀・賑濟用の倉庫としては、北宋時代から杭州には常平倉が設置されていたが、南宋時代に入ると形骸化した。⁴⁰⁾臨安において、賑耀・賑濟用倉庫の中心となつたのは豊儲倉である。⁴¹⁾豊儲倉は紹興二十六年、水旱に備えて設置され、百萬石の米を貯蔵することが可能であつた。この後乾道・淳熙年間にかけて、豊儲倉の貯蔵額は百三十萬百五十萬石に拡張され、淳熙七年には豊儲西倉も新たに設置された。豊儲倉に収納される米には、主として浙西で和糶される米が充てられた。豊儲倉の米を用いた賑耀・賑濟の実施は不定期であり、支出される米の額も一回の和糶によって買上げられる米の額と比べると少なく、省倉のように恒常的

に多額の米を支出する必要もないため、その運用には省倉よりも余裕があった。既に述べた如く、現実の貯蔵米の額について、八十七万石・百七十万石という数字が残っている。

豊儲倉の運用に余裕があれば、省倉における俸給米・軍糧米の支払いに不足が生じた場合はもとより、省倉の貯蔵米額に余裕がなくなつた時にも、豊儲倉の貯蔵米で補填することが可能となる。豊儲倉の貯蔵米を省倉の補填に用いる、即ち豊儲倉が省倉の予備倉として機能していたことは淳熙九年、司農寺が許可なく省倉の米の収支に豊儲倉の貯蔵米を流用することが禁止された事実からうかがえる。

また端平元年（一一三四）以降、臨安には端平倉・平糶倉・淳祐倉という賑糶・賑濟用の倉庫が設置された。これらは両浙転運司もしくは地方政庁としての臨安府が設置したもので、主として浙西の米を和糶によって調達・収納し、特に下層民が米価の高騰や食糧不足に見舞われた際に、賑糶・賑濟を行う倉庫であつた。三倉庫とも後に運用が戸部（司農寺）へ移管され、その貯蔵米が賑糶・賑濟米以外に俸給米・軍糧米の支払いにも充てられるようになっており、省倉の予備倉としての機能を果たすようになったことが知られる。

もつともこうした倉庫は賑糶・賑濟という本来の職務を持っているものであり、予備倉として機能し得るのは、言うまでもなく貯蔵米に余裕がある時に限られていた。臨安が饑饉や疫病等に見舞われたりして賑糶・賑濟用の米の支出が急増

した時には、省倉への貯蔵米の流用を行うことはできず、逆に省倉の貯蔵米を賑糶・賑濟に充てなければならぬケースも発生している。また倉庫の中には年月を経るうちに管理運用の杜撰になつたものがあり、平糶倉などは『宋史』巻一七八食貨志「振恤」に

景定元年、臨安府平糶倉旧貯米数十万石、糶補循環、其後用而不補、所存無幾。

とある如く、貯蔵米を放出した後、補充が行われなかつたため、景定元年（一二六〇）当時、貯蔵米がほとんどないという状況であつた。賑糶・賑濟用倉庫が省倉の予備倉としての機能を絶えず十全に果たしていたかは疑問である。

おわりに

紹興三十年（一一六〇）、上供米の定額は合計で三百五十万石とされ、このうち両浙・江東路から臨安へ毎年百二十万石が送られることとなつた。残りの百九十三万は国境地帯へ送られ、軍糧米に充てられたのであり、南宋における国境地帯の軍需の大きさ、及びそれが中央の財政をいかに圧迫していたかが知られよう。百二十万石の上供米だけでは、臨安における俸給米・軍糧米を支払うことはできず、戸部和糶場・省倉における和糶米での補填が不可欠であつた。上供米・和糶米が定額を充足していれば、俸給米・軍糧米の支払いに問題

はないが、もし欠額が生じて俸給米・軍糧米の支出額を下回り、省倉の貯蔵米で補填できなければ、支払いは不可能となる。また乾道年間（一一六五～七三）以降になると、俸給米・軍糧米の年間支出額が増大し、上供米・和糶米の定額の合計を上回るという事態も起こり、支払い不能に陥るリスクは一層高まった。

上供米・和糶米の年間の欠額は数千～数十万石に登ることがあり、発生の原因として①兩浙・江東路が自然災害に見舞われ米の生産が低下する、②有力者の不正行為、③上供米の移用・截留、④漕運従事者による上供米の盗売、⑤運河の水位低下による上供米・和糶米輸送船の航行障害、⑥上供米の他所への転送等が指摘される。原因の中でも①、特に浙西における米の生産の低下が、最も多額の欠損を発生させたと思われる。漕運の問題に起因する欠額も多かった。十三世紀に入ると、軍糧米への截留・移用も増えたと考えられる。

上供米・和糶米の欠額、俸給米・軍糧米支払い額の増大に起因する米不足を補填するため、戸部和糶場・省倉における和糶の増額や坐倉取糶が行われたが、かかる措置は和糶米の主たる生産地である浙西が災害に見舞われた場合には実施することができなかった。そこで江西・湖北・湖南路から国境の軍隊のもとへ送られる上供米・和糶米を長駆臨安へ輸送するという対策が企てられた。しかしこの対策は右記諸路において、和糶米・上供米に余裕のある時にのみ施行できたので

あり、十三世紀に入り、金・モンゴル帝国との戦争が激化・恒常化すると、国境地帯における軍糧米の需要の増加により、不可能になったと考えられる。

また省倉の貯蔵米の増大を目的として、浙西が豊作に恵まれた時に和糶を行い、購入した米を省倉へ収納するということも行われた。しかしそうした措置を講じても、省倉の米貯蔵額は最大で俸給米・軍糧米支払い額の一年分弱、百数十万石であったと見なされる。賑糶・賑濟用倉庫を省倉の予備倉として利用するという手段も講じられたが、それは倉庫の貯蔵米に余裕がある時に限られており、倉庫の中には貯蔵米がほとんどなく、有名無実化していたものもあった。賑糶・賑濟用倉庫が予備倉としていつも十全に機能していたのかどうかは疑わしい。

「はじめに」でも述べた如く、臨安へ送られる上供米、戸部和糶場・省倉における和糶米の主要な生産地たる浙西は「穀倉地帯」であり、且つ臨安と隣接していたために、上供米・和糶米の供給は潤沢・円滑に行われ、それらを財源とする俸給米・軍糧米の支払いにも余裕があったとのイメージが抱かれる。しかし本稿で述べた通り、現実には上供米・和糶米の供給とそれに基づく俸給米・軍糧米の支払いは、余裕のない、不安定な状態に置かれていたのである。

さて、南宋も滅亡に近づいた景定四年（一二二三）以降、浙西の一部に公田法が実施されると、公田の租米が秋苗米に

代わって臨安へ上供されるようになった。租米の上供にも欠額をもたらず様々な問題はあったと考えられるが、租米は秋苗米と比べると一回の徴収量が圧倒的に多く、省倉には毎日一万石余りが収納されたとの記事が目睹される。また、租米を収納するため豊儲倉が拡張され、租米六百万石を収納する咸淳倉なる倉庫までも臨安には新設された。上供米の供給及び俵給米・軍糧米支払いの状況は、公田法の実施に伴い一変したと見られる。それらについては稿を改めて検討してみたい。

註

- (1) 『愛媛大学法文学部論集人文科学編』四〇、二〇一六年。
 (2) 鳥居一康「南宋の上供米と両税米」(『東洋史研究』五一—四、一九九三年、後『宋代税政史研究』汲古書院、一九九三年に再録)、同「宋代上供の構成と財政運用」(『島根大学法文学部紀要 社会システム論集』一、一九九六年、後『宋代財政構造の研究』汲古書院、二〇一二年に再録)、内河久平「南宋総領所考——南宋政權と地方武将との勢力関係をめぐって——」(『史潮』七八・七九、一九六二年、雷家聖『宋代地方財政史研究』(上海古籍出版社、二〇〇一年)、包偉民『宋代地方財政史研究』(上海古籍出版社、二〇〇一年)、黄純艶『宋代財政史』(雲南大学出版社、二〇一三年)、橋本紘治「南宋における漕運の特殊性について——北辺の軍糧調達における漕運の役割——」(『青山博士古稀記念宋代史論叢』、省心書房、一九七四年)等。

- (3) 例えば斯波義信「長江下流域の市糶問題」(『宋代江南経済史の研究』、東京大学東洋文化研究所、一九八八年)に、臨安で支払われる俵給米・軍糧米の供給に関して「生産と交通の発達したこの地域にしてみれば、補給問題はさほど困難ではなかったであろう」とある(二四七頁)。
 (4) 『宋会要』食貨六八—六六「賑貸」、乾道五年(一一九六)四月十四日条。

- (5) 『宋会要』食貨六三—三四「錫放」、乾道九年十一月十三日条、『皇宋中興尚朝聖政』卷五三、淳熙元年(一一七三)十月戊辰条。

- (6) 『宋史全文統資治通鑑』卷二七上、淳熙八年六月戊午条。

- (7) 坐倉収羅とは、支給した軍糧米の余剰を政府が再び買い上げのことを指す。坐倉収羅に関する專論として佐伯富「宋代の坐倉」(『人文科学』二一四、一九四八年、後『中国史研究』一、同朋舎、一九六九年に再録)がある。

- (8) 以上、浙西の農業生産については周藤吉之「宋代浙西地方の園田の發展——土地所有制との関係——」(『東洋文化研究所紀要』三九、一九六五年、後『宋代史研究』、東洋文庫、一九六九年に再録)、宮澤知之「宋代先進地帯の階層構成」(『鷹陵史学』一〇、一九八五年)、大澤正昭「蘇湖熟天下足——「虚像」と「実像」のあいだ——」(『新しい歴史学のために』一七九、一九八五年、後『唐宋変革期農業社会史研究』、汲古書院、一九九六年に再録)、足立啓三「宋代両浙における水稻作の生産力水準」(『文学部論叢(熊本大学)』一七、一九八五年、後『明清中国の経済構造』、汲古書院、二〇一二年に再録)等による。
 (9) この時の水害の状況は李華瑞『宋代救荒史稿』上(天津古籍出版社、二〇一四年)、八一—八二頁に簡潔にまとめられている。

- (10) 註(8) 宮澤論文、五八頁。

- (11) 詭名狹戸については周藤吉之「宋代の詭名寄産と元代の投献」(『東洋文化研究所紀要』九、一九五五年、後『唐宋社会経済史研究』、東京大学出版会、一九六五年に再録)を参照した。

- (12) 北宋時代、上供米を供給したのは東南六路(兩浙・淮南・江東・江

西・湖北・湖南路)であるが、南宋時代に入るとこのうち淮南路が上供の対象から外れた。ここに淮南とあるのは、或いは湖南の誤りであろうか。

(13) 因みに紹興十二年(一一四二)から実施された経界法は、詭名挟戸により出現した隠田の摘発、減少した税収の増大を目的としていた(曾我部静雄「南宋の土地経界法」、『宋代政経史の研究』、吉川弘文館、一九七四年)、王德毅「李椿年与南宋土地经界」、『宋史研究集』第七輯、中華叢書編審委員会、一九七四年等による)。

(14) このことは註(8)所載の諸論考の他、周藤吉之「南宋末の公田法」(『東洋学報』三五一三・四、三六一一、一九五三年、後「宋代土地制度史研究」、東京大学出版会、一九五四年に再録)等において論じられている。

(15) 上供の比率は八木充幸「南宋地方財政の一検討」(『集刊東洋学』四四、一九八〇年)、長井千秋「南宋時代鎮江府の財政収支」(『岐阜聖徳学園大学紀要』(教育学部 外国語学部)三七、一九九九年)、註(2)高居論文・包著書等において検討されている。

(16) 饒州の上供米は紹興三十年正月、建康府に駐屯する軍隊のもとへ送付するよう定められている(註(1) 拙稿、五九頁)。ここでいう饒州が送るべき上供米とは、建康府の軍隊のもとへ送る上供米であろう。

(17) 紹興三十年に臨安へ送られる上供米の發送地とその發送額が定められた時には、江東路で臨安へ上供米を送る府州軍は建康府・太平州・宣州であった(同右拙稿、五九頁)。しかしその後変更があった如く、この記事を見ると饒州も加わっていたことが知られる。乾道五年当時、饒州は臨安・建康府双方へ上供米を送っていたのである。

(18) 杉山正明『モンゴル帝国の興亡』上(講談社現代新書、一九九六年)、八〇・二二六頁による。

(19) 註(1) 拙稿、五九頁。

(20) 註(18) 杉山著書、一三七―一三九頁、『宋史』卷四四・四五理宗本紀、開慶元年(一二五九)・景定元年(一二六〇) 条等による。

南宋の上供米制度運用の実態と臨安における米不足について

(21) 註(1) 拙稿、四一―四二頁。

(22) 以上、羨余については青木敦「南宋の羨余と地方財政」(『東洋学報』七三・三・四、一九九二年)による。

(23) 『宋会要』食貨四四・一二「宋漕運」、乾道九年十月六日条。

(24) 押綱官の使臣については王雲裳「簡述宋代漕運中押綱武臣与舟卒的營私獲利活動」(『寧波大学学报』(人文科学版)二〇〇九年一六)、同「簡論宋代漕運与武職押綱隊伍及舟卒」(『紹興文理学院学报』(哲学社会科学)二〇一〇年一) 等を参照した。

(25) 押綱官に素行不良の者が多い一因として待闕寄居官、即ち職事を持たず、空きポストを待つ官僚(使臣)が押綱官に任命されるという事情があった(『宋会要』食貨四四・一二「宋漕運」、紹興十八年五月八日条、食貨四四・一五「宋漕運」、嘉泰二年(一一二〇) 九月十四日条等。待闕寄居官に関する專論として竺沙雅章「宋代官僚の寄居について」(『東洋史研究』四一・一、一九八二年、後「宋元仏教文化史研究」、汲古書院、二〇〇〇年に再録)がある。

(26) 兵梢による盜売は、浙西諸州からの米の上供において、兵梢を用いる官運をやめ、民運に切り換えるよう請願がなされるほど盛んであった(『宋会要』食貨四四・一三「宋漕運」、淳熙十六年閏五月三日条)。

(27) 『宋史』卷九七河渠志「浙西運河」所載の、淳熙十一年になされた臣僚の上行によれば、当時大運河では北関(余杭門)と秀州一带、無錫・江陰軍、常州と丹陽一带、丹陽と鎮江府一带、即ちほぼ全域で水位の低下が問題化している。

(28) こうした水位低下の原因は、『宋会要』食貨四四・一六「宋漕運」、紹興二十九年四月十七日条、『宋史』卷九七河渠志「浙西運河」所載記事等に詳しく見えている。

(29) 臨安の省倉は上中下界の三倉庫からなり、各々百五十万石の米を貯蔵することができた(拙稿「南宋臨安の倉庫」(『愛媛大学法文学部論集人文科学科編』三五、二〇一三年、五八―六〇頁)。

(30) 李鳴復は嘉定二年(一二〇九)の進士で、『宋史』卷四一―四三理宗

本紀によれば端平元年（一二三四）六月に侍御史兼侍講となり、その後簽書樞密院事・參知政事等を歴任した後、淳祐四年（一二四四）六月に罷免され、翌淳祐五年十二月に死去している。李鳴復が駕部司員外郎としてこの上奏を行ったのは、侍御史になる前の嘉定二年（端平元年の間、註(31)）に記した如く、江西・湖南路で少数民族が反乱を起こした嘉定二―三年頃と思われる。

- (31) 『宋史』卷四九四西南溪峒諸蠻下、卷三九寧宋本紀、嘉定元年二月是月条、二年十一月是月条、三年六月是月条、十一月是月条、十二月丙寅条等によると、嘉定元年―三年に、江西・湖南路で少数民族とおぼしき羅世伝・李元礪・羅孟二を首謀者とする反乱が起こっている。江西・湖南が盗区となったというのは、この反乱のためであろう。

- (32) 註(2) 内河論文七―一〇頁、雷著書六七―七六頁。

- (33) 註(3) 斯波論文、二四七・二四九頁。

- (34) 因みに北宋の開封では上供米六百万石に対し、俸給米・軍糧米として支出される米の額は年間約三百六十万石―四百八十万石というから（同右斯波論文、一三八頁）、臨安と比べてかなり余裕があったことになる。

- (35) 『咸淳臨安志』卷四八「秩官」によれば、李椿は淳熙三年の正月―三月にかけて司農卿のまま権知臨安府となっている。従って李椿が司農卿となったのはそれ以前、恐らく乾道年間（一一六四―七三）―淳熙年間（一一七四―八九）の初め頃と見られ、上奏は司農卿であった乾道―淳熙年間に行われたと考えられる。

- (36) 註(3) 斯波論文、二五三―二五四頁、二七九―二八三頁。

- (37) 同右斯波論文、二五三頁。

- (38) 和籾の際の米価は『宋会要』食貨四〇―三三・五〇・五四・五五「市糶糧草」、隆興元年七月二十五日条、乾道元年十二月十六日条、乾道八年十二月十三日条、乾道九年九月十九日条、同書食貨四一―一九・一四―一五・二二「和籾」、淳熙元年十二月二十日条、淳熙十三年八月八日条、淳熙十六年十二月五日条等に見える。

- (39) 註(29) 拙稿、七五頁、蔡戡『定齋集』卷六「乞賑濟劄子」。

- (40) 杭州・臨安の常平倉については同右拙稿、六九―七〇頁を参照されたい。

- (41) 以下、臨安の豊儲倉に関する記述は同右拙稿、七一―七七頁による。
(42) 以下、これらの倉庫についての記述は同右拙稿、七七―七九頁による。

- (43) 同右拙稿、五九―六〇、七六頁。

- (44) 公田法については註(14) 周藤論文の他、寺地邊「南宋末期、公田法の背景」（『史学研究』二三二、二〇〇一年）、小林晃「南宋後期における両淮防衛軍の統制政策―浙西両淮発運司から公田法へ」（『歴史学研究』九二二、二〇一四年）等を参照した。

- (45) 公田法と臨安の倉庫との関係については、註(29) 拙稿、八〇―八三頁を参照されたい。